

## 役員報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人圓通福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき理事及び監事、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事報酬
- (2) 監事報酬
- (3) 評議員報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事及び監事に対する報酬等の額は、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額

### (報酬等の支給方法)

第5条 理事及び監事に対する報酬等の支給の時期は、6月末とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成29年6月20日より施行する。

別表第1 (理事及び監事の報酬)

理事年額	20,000円
監事年額	30,000円
評議員年額	10,000円